

## 王仁公園プール運営に関する内規

### 1. 目的

本内規は、枚方市都市公園条例及び枚方市都市公園条例施行規則に基づき、市民の憩いの場として、市民に愛され親しまれるプールをめざすと共に、誰もが安全・安心にかつ楽しく遊泳できるよう管理運営を行うことを目的とする。

### 2. 基本事項

#### (1)重点目標

1. 市民に対して常に親切丁寧に接し、市民に憩いの場所を提供する。
2. 安全を確保すると共に、常に使用者側の立場になり、気持ちよく使用できるよう運営に努める。
3. 合理的な監視体制を取り事故防止に努める。
4. 盗難防止に努める。
5. プール場内外の清掃・殺菌に努め常に清潔を保つ。
6. 使用者へゴミの持ち帰りを促し、ゴミの減量に努める。

#### (2)施設使用料

| 区分      |           |     | 単位     |         | 金額     |      |
|---------|-----------|-----|--------|---------|--------|------|
| 王仁公園プール | 個人        | 普通券 | 大人     | 1日      | 900円   |      |
|         |           |     | 小人     |         | 450円   |      |
|         |           | 回数券 | 大人     | 1日券     | 4,000円 |      |
|         |           |     | 小人     | 5枚つづり   | 2,000円 |      |
|         | 大人        |     | 1日券    | 36,000円 |        |      |
|         | 小人        |     | 50枚つづり | 18,000円 |        |      |
|         | 団体(30人以上) |     |        | 1日      | 大人1人   | 720円 |
|         |           |     |        |         | 小人1人   | 360円 |

#### 備考

- 1 「小人」とは、小学生及び中学生をいう。※幼児は無料とする。
- 2 正午(8月12日から同月16日までの日並びに日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午後2時)以後に使用の許可を受けた場合の使用料の額は、普通券の金額に0.7を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

#### (3) 開場期間及び開場時間

|      |  |
|------|--|
| 開場期間 | 7月1日～8月31日と9月第1土曜                              |
| 開場時間 | 平日＝10時～17時<br>土曜・日曜・祝日及びお盆期間(8/12～8/16)＝9時～17時 |

#### (4)使用料の減免

使用料の減免(全額)については、以下の通りとする。

- ・ 市内在住の身体障害者、精神障害者、知的障害者  
「減免手続き」プール窓口で障害者手帳(身体・精神・療育)を提示してもらい確認する。
- ・ 市内在住の母子家庭または父子家庭の18歳未満(幼児を除く)の者  
「減免手続き」枚方市役所子ども総合相談センターまで児童扶養手当証書または医療証を持参し申請。対象者1名に対し年3枚の無料入場券を配布。
- ・ 市内在住の生活保護家庭の18歳未満(幼児を除く)の者  
「減免手続き」枚方市役所生活福祉室に申請。対象者1名に対し年3枚の無料入場券を配布。
- ・ 無料入場日入場者(7月第2土曜日)

### 3. 入場・使用の制限

(1)未就学児だけでの入場及び身長130cm以下の子ども同士での入場は禁止。

未就学児は保護者(大人料金入場者等)の同伴が必要。その場合は、保護者1名につき3名まで入場可。

(2)保育園、幼稚園等の入場については、幼児プール、造波プールのみを使用を誓約された場合のみ入場可。その場合は、成人(20歳以上の方)1名の引率につき8名まで入場可。

(3)入れ墨(おおむね100cm<sup>2</sup>以上、ファッションタトゥーを含む)をしている者の入場は禁止。ただし、ラッシュガードなどの水着を着用した場合は入場可。

(4)アルコール類の持ち込み及び酒気帯びの者。

(5)伝染病患者等で公衆衛生上支障をきたす恐れのある場合。

(6)台風、雷など天候による場合。

### 4. 禁止事項

(1)プールサイドについて

- ・ プールサイドでの飲食
- ・ プールサイドを走る等の危険な行為
- ・ ベビーカー・タイヤのついたキャリアなどの持ち込み(プール入口横に置き場を設置)
- ・ 土足厳禁(ビーチサンダルを含む場内での履物の使用は不可。ただし、妊婦・ケガなどの理由がある場合は指定の履物を貸し出す。)
- ・ プールサイドでのボール遊び
- ・ 植え込み内の進入

(2)プール全般について

- ・ 水着以外(Tシャツなど)での入水
- ・ 水着を着用しない幼児の入水(水用おむつの使用の場合もその上から水着を着用すること)
- ・ 帽子着用での入水(「ふち」や「つば」の無いスイムキャップは使用可)
- ・ サンオイルなどのオイル類の使用
- ・ メガネバンド(はずれ防止用のゴムなど)なしでのメガネの使用

- ・水中メガネの使用（目だけを覆うプラスチック製のスイムゴーグルを除く）
- ・シュノーケルの使用
- ・貴金属・装飾品をつけての入水
- ・混雑時の大型フロートの使用
- ・ボートの使用（足抜きボートを除く）
- ・サーフボード、ボディボードの使用
- ・飛び込み、潜水、肩車、逆立ちなどの迷惑行為
- ・玩具（水鉄砲など遊具）の持ち込み
- ・場外指定場所以外での喫煙
- ・危険物、薬物、ガラス製品、ビン類など危険物の持ち込み
- ・ペットを連れての入場
- ・カメラ、ビデオ、携帯電話などによる撮影（本人家族などについては、プールサイドのみ撮影可）

### (3) 50 m プールについて

- ・身長 130 cm 以下の方、泳げない方の入水（保護者同伴でも身長 130 cm 以下の方の入水は禁止）
- ・ビーチボール、浮輪、浮具遊具などの使用

## 5. 気象状況等

大規模な自然災害が発生した場合や使用者に対して健康被害などリスクを生じる場合の気象状況下では、以下の措置を講じる。なお、使用者は施設管理者の指示に従い、避難誘導（危険回避）に協力すること。

### (1) 特別警報及び暴風警報が発表された場合

- ・解除されるまでは閉場する。解除され次第、安全点検、開場準備の後、出来るだけ速やかに開場する。ただし、午後 1 時以降に発表されるか、解除されない場合は完全に閉場する。

### (2) 大雨・洪水警報が発表された場合

- ・危険と判断した場合は解除されるまで閉場する。
- ・閉場した場合、解除されれば安全点検、開場準備の後、再開する。

### (3) 雷鳴が確認された場合

- ・使用者をシャワー棟または管理棟内に誘導し、避難してもらう。
- ・最後の雷鳴から 10 分以上雷鳴が確認されなければ、安全点検、開場準備の後、再開する。

### (4) 光化学スモッグの発令について

- ・注意報発令の場合は、原則として場内放送で使用者に知らせ、注意をうながす。
- ・警報発令の場合は、場内放送で使用者に知らせ、できるだけ屋外に出ないように、注意をうながす。

(5)その他

- ・警報が発表されていなくても危険と判断した場合は、同等の対処を行う。

6. その他

今後の使用状況や運営状況等を鑑み、実情にあわせた改正を随時行うものとする。

平成 28 年 4 月 1 日から運用する。